







		正する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。
	附 則	（平成一七年三月三一日政令第九号）
		この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
	附 則	（平成一八年四月二六日政令第一七九号）抄
	（施行期日）	第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
	附 則	（平成一九年三月二一日政令第三九号）
		この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。
	附 則	（平成一〇年四月一六日政令第一三六号）
		この政令は、公布の日から施行する。
	附 則	（平成一五年三月一五日政令第六五号）抄
	（施行期日）	この政令は、公布の日から施行する。
	附 則	（平成一六年三月一八日政令第九五号）抄
	（施行期日）	第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
	第二条	（農業近代化資金金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）
	第二条	この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた農業近代化資金及び施行日前に改正法附則第八条第一項に規定する旧就農促進法第四条第一項の認定を受けた者（改正法附則第八条第三項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に貸し付けられる農業近代化資金についての農業近代化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第二号の政令で定める期限については、なお従前の例による。
	附 則	（平成二八年一月二九日政令第二七号）
	（施行期日）	第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
	第六条	（農業近代化資金金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）
	第六条	存続中央会に対する第九条の規定による改正後の農業近代化資金金融通法施行令第一条の

規定の適用については、同条中「次に掲げる団体又は法人」とあるのは、「次に掲げる団体又は法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。